



空き家の適切な管理に努めましょう

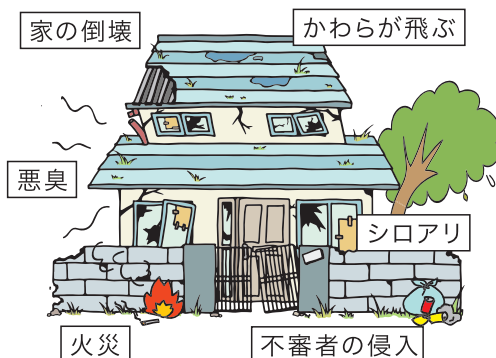
空き家の所有者には、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適切な管理に努める責務があります。

空き家を放置すると…？

- ・急速に老朽化が進み、地域に悪影響を及ぼすおそれがあります

悪影響を及ぼし続けると…？

- ・固定資産税の住宅用地特例措置が解除され、固定資産税が上がる可能性があります
- ・損害賠償請求の対象となるおそれがあります



適切に管理しながら、今後の方針を決めていきましょう。

STEP1 空き家の状況把握

空き家の老朽化具合等を確認し、今の状況を把握しましょう。

STEP2 登記の名義を確認・相続登記の実施

登記を確認しましょう。登記の名義人がすでに亡くなっている場合は、相続登記をしましょう。
※令和6年4月から、相続登記が義務化されます。

STEP3 今後の方針を決める

引き続き管理

これからも所有する場合は、草刈り・通風・通水など定期的な点検を続けましょう。

居住用にする

自身や家族の居住用として活用し、空き家の状態を解消していきましょう。

売却・賃貸

自己居住用としての予定がない場合は、市が運営する空き家バンクにご相談ください。

解体

老朽化が進んで危険な状態になっている空き家は、解体を検討しましょう。

ご不明な点等ございましたら、お気軽にお電話ください。

ご相談は
こちら

始良市 地域政策課 地域政策係

Tel : 0995-66-3111 (代表)

空き家に関する制度のご紹介

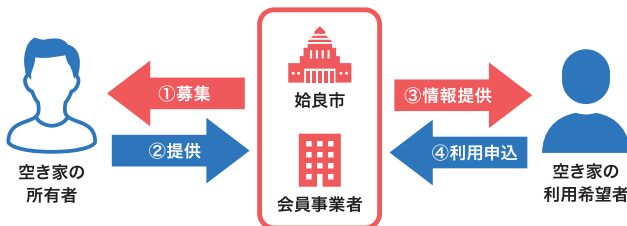
始良市では、空き家解消のため様々なサポートを実施しています。ぜひお問い合わせください。

■売却・賃貸は空き家バンクをご活用ください

空き家バンクとは？

「空き家バンク」は、空き家を売却又は賃貸したい人（所有者等）と、空き家を購入又は賃借したい人をマッチングするための制度です。

空き家バンクに登録した物件情報は、市のホームページ等に掲載し、広く情報発信します。物件の媒介は、市と協定を結んだ宅建協会・全日本不動産協会の会員事業者に依頼します。



登録できる物件

- 所有者が明らかな家
- 住宅として使用していた家
- 大規模な改修が不要な家

【お問い合わせ先】 始良市 地域政策課 地域政策係 Tel:0995-66-3111 (代表)

■危険な空家の解体補助制度について

始良市危険空家の解体撤去工事に係る補助金交付事業

周辺に悪影響を及ぼすおそれのある危険な空家の解体撤去工事を行う者に対し、予算の範囲内において、解体撤去工事に係る補助金を交付いたします。予算と期限に限りがありますので、お早めにご相談ください。

○補助金の額

解体撤去工事に要する経費の3分の1以内、かつ上限額30万円

○補助対象となる危険空家

住宅として使用していた、市の判定基準で住宅の不良度に係る評点が100点以上のものなど

【お問い合わせ先】 始良市 建築住宅課 建築係 Tel:0995-66-3111 (代表)

■始良市×(株)ジチタイアドの官民連携事業

空き家のお悩みを解決する総合サービス「akisol(アキソル)」

始良市では、令和5年1月に株式会社ジチタイアドと空き家に関する官民連携協定を締結しました。下記のような空き家のお悩みをお持ちの方は「akisol(アキソル)」へご相談ください。

遠方に住んでいて
管理できていない

売れない空き家・空き地を
手放したい

使う予定がなく
解体したい

何をすればいいか
分からない



akisol



0120-772-135

運営会社:株式会社ジチタイアド

所在地:福岡県福岡市中央区薬院1-14-5 MG薬院ビル7F

HP:https://akisol.jp/

相談窓口:(株)ジチタイアド akisolカスタマーサポート

受付時間:平日9時~18時

